

令和7年度

川口市いじめから子どもを守る委員会

活動状況報告書

(令和7年4月～令和8年3月)

川口市いじめから子どもを守る委員会

目 次

1	いじめから子どもを守る委員会の概要	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	所掌事務	1
(3)	委員	1
(4)	委員による面接相談	1
(5)	定例会	1
(6)	調査・調整	2
2	活動について	2
(1)	活動状況	2
(2)	啓発・研修	2
(3)	周知・広報	3
3	相談ケースと対応状況	4
(1)	校種及び学年	4
(2)	受付種別及びその後の対応	4
(3)	調査・調整活動	4
(4)	いじめの発生場所	4
(5)	いじめの態様	4
(6)	相談者	4
4	委員活動から見えてきた課題	5
5	一年を振り返って	6

参考資料

- 別紙1 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例
別紙2 川口市いじめから子どもを守る委員会規則

1 いじめから子どもを守る委員会の概要

(1) 設置の経緯

子どもが将来に明るい希望を持って生活し、学び、健やかに成長できるまちの実現のため、いじめの防止・早期発見・対応に関する市及び学校の責務、保護者・子ども関連団体・関係機関等並びに市民の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び組織について必要な事項を定める「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」が平成29年4月1日に施行された。

同条例に基づく新たな取り組みとして、市立学校各校に、学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担う「いじめ対応教員」を任命した。また、いじめの相談に対応するための「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、同年5月より相談業務を開始した。

(2) 所掌事務（条例第16条）

- ・いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- ・市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(3) 委員

宮下 聡 （教育関係者 ※委員長）
宮崎 裕悟 （弁護士）
中田 富美代（公認心理師、臨床心理士）

(4) 委員による面接相談（要予約）

相談日 … 第1～3木曜日、午後

予約電話 … 048-258-4093

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

メール … mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp



相談入力フォーム・・・

(5) 定例会

相談ケースの共有、意見交換、今後の対応等に関する委員会としての意思統一を図るため、毎月1回開催。

(6) 調査・調整

救済申立て等に基づき、いじめの事実の有無に関する調査を実施し、必要に応じ、いじめの防止等のための調整を行う。

2 活動について

(1) 活動状況

月	内 容	件数	月	内 容	件数
R7 4	面接相談	0	10 第2回 交流会	面接相談	0
	電話	2		電話	2
	メール	4		メール	0
	入力フォーム	2		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
5	面接相談	0	11 第3回 交流会	面接相談	1
	電話	3		電話	8
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	1
6	面接相談	1	12	面接相談	3
	電話	5		電話	5
	メール	4		メール	0
	入力フォーム	4		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
7	面接相談	2	R8 1	面接相談	0
	電話	2		電話	0
	メール	3		メール	0
	入力フォーム	1		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
8 第1回 交流会	面接相談	1	2	面接相談	1
	電話	1		電話（来庁）	1
	メール	1		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
9	面接相談	0	3	面接相談	0
	電話	2		電話	0
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	1		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0

* 定例会（毎月）

(2) いじめ対応についての交流会（啓発・研修活動）

学校現場におけるいじめの早期発見や、その後の適切な対応方法について、委員と教職員が具体的な事例に基づく意見交換や講義の場を設け、いじめ問題に対する対応能力の向上を図るもの。

○第1回交流会

日 時：令和7年8月6日（水）午後3時00分～4時30分

場 所：川口市役所第一本庁舎 601会議室

出席委員：3人（宮下 聡、宮崎 裕悟、中田 富美代）

対 象：小学校・中学校及び高等学校教職員

参 加 者：各校1名

テ ー マ：「生徒指導に関わる児童生徒支援プログラム研修会」

〈内容〉

身近で具体的な中学1年生突発的暴力を題材にグループワークでの事例検討を行った。その後、宮崎委員が「校内暴力の事例から学ぶ保護者対応」の講義を行った。

○第2回交流会

日 時：令和7年10月16日（木）午後2時00分～午前4時30分

場 所：川口市立芝小学校 研修室

出席委員：3人（宮下 聡、宮崎 裕悟、中田富美代）

対 象：芝地区小学校・中学校教職員

参 加 者：13人

テ ー マ：「学級活動に参加させることに困難をとまなう児童・生徒の対応」

〈内容〉

事例を基に学校での対応についてグループごとに意見交換を行った。その後、中田委員が「子どもの理解と対応に必要な傾聴～子どもと信頼関係を築ける話の聴き方～」の講義を行った。

○第3回交流会

日 時：令和7年11月27日（木）午後2時00分～午前4時30分

場 所：川口市立舟戸小学校 会議室

出席委員：3人（宮下 聡、宮崎 裕悟、中田 富美代）

対 象：中央地区小学校・中学校教職員

参 加 者：12人

テ ー マ：「重大事態になった場合の対応の進め方」

〈内容〉

宮崎委員が「いじめ重大事態調査の基本～法の理解と対応の在り方、組織で適切に初期対応することの大切さ～」の講義を行い、宮下委員長が「いじめ対応を考えるもう一つの視点～小さなトラブルを見逃さず児童・生徒に寄り添った対応～」の講義を行った。

（3）周知・広報

- ・ 広報かわぐち
 - ・ 相談窓口ページ及び裏表紙に毎号固定記事掲載
 - ・ いじめ撲滅強調月間特集記事掲載（11月号）
- ・ 川口市ホームページ
 - ・ 当委員会ページ随時更新
 - ・ トップページ関連リンクバナーを掲載
- ・ 相談窓口の案内
 - ・ 電話番号 048-258-4093
 - ・ 入力フォーム



・ メールアドレス mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp

- ・チラシ・カード 委員会の概要及び電話番号・メールアドレス等を掲載したチラシとカードを市内小・中・高等学校及び特別支援学校の全児童生徒へ配布。
- ・ポスター 委員会の概要及び電話番号・メールアドレス等を掲載したポスターを、市内公共施設、市掲示板（約 1,000 か所）、市内小・中・高等学校及び特別支援学校に掲示。
- ・その他 子育てガイドブック、男女共同参画啓発誌「カラフル」、自殺対策関連相談窓口一覧に、委員会の電話番号・メールアドレスを掲載。

3 相談ケースと対応状況

(1) 校種及び学年

校種 \ 学年	ケース数						
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
小学校	3	2	4	1	3	4	17
中学校	0	4	2				6
高 校	2	2	1				5
							28

(2) 受付種別及びその後の対応

電 話	来 庁	メール	入力フォーム	合 計
18	1	1	8	28

【内訳】 ・電話、来庁、メール、入力フォームのやりとりで終了 22 ケース
 ・面接相談実施 6 ケース （延べ9回）

(3) 調査・調整活動

内 容	ケース数
学校訪問	1

(4) いじめの発生場所

学 校	子ども関連団体	放課後児童クラブ	塾	インターネット	その他
27	0	0	0	0	1（家庭）

(5) いじめの態様（複数）

暴 力	暴言・悪口	無視・仲間はずれ	器物隠匿・破損等
7	11	5	2
差 別	性的いじめ	金品のたかり・恐喝	SNS
0	1	0	3
その他（教員の対応・家族）			
3			

(6) 相談者

本人	父	母	親族	友達	教員	近隣知人	不明	その他
8	6	13	1	0	0	0	0	0

4 委員活動から見えてきた課題

(1) 本委員会に寄せられる相談件数はここ数年毎年 20 件を超え、内容的には、この一年間でも近年県外の私立高校を始めとして川口市立学校以外で起きているいじめの相談がみられるようになってきている。特に今年度は「いじめではないが誰かに話を聞いて欲しくて」として家族のことや自分が登校できていないことを電話で相談するケースや、他県在住の小学生から「川口市のホームページを見て…」としてされた相談にみられるように、「いじめ」や「川口市」という枠には収まらない相談もよせられている。本委員会は「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づいて、いじめ相談に対応するために設置されたものではあるが、今年度の状況からも、いじめというくくりを超えた悩み相談への対応や、川口市を超えた地域、すなわち市教育委員会の管轄外で起きるいじめ相談への対応のあり方についても研究が必要になっていると思われる。

(2) 本委員会の市民への周知と相談方法

現在、本委員会の存在は学校や地域に掲示されたポスターやホームページによって知らされていて、QR コードからの入力フォーム、メール、電話によってアクセスがあり今年度はそのうちの約 3 割が入力フォームによる相談だった。ここ数年の状況をみると、相談件数は令和 4 年度から飛躍的に増加しこの 2 年間では 30 件前後となっている。これはいじめの発生件数の増加ではなく、本委員会が相談しやすい存在となっていることが要因と考えられる。しかし、どこにも相談できずにいる「潜在ケース」があることも想定されるため、委員会の周知方法や本委員会へのアクセス方法について一層の工夫が必要と考えられる。

(3) 交流会について

本委員会発足当初は任意参加で学校種別に開催していた交流会は、昨年度から年 3 回のうちの 1 回目を教育委員会の教員研修と重ね、残る 2 回を各地区校長会のご支援の下、市内各地域を巡回する形で行うようになってきた。2 年目の今年度は、さらに開催時間も前年度より 1 時間多い 2 時間 30 分を確保していただくことができ、各校の実態交流やテーマに基づく意見交換にかなりの時間を充てることができるようになった。教育委員会、校長会のご配慮に感謝しつつ、今後は参加者の枠をさらに広げ市内各校のいじめ対応について交流をはかりつつ学びあう会として充実発展していくことが望まれる。

(4) 電話相談担当者の 1 次対応者としての役割

今年度委員会がアクセスを受けた相談は 28 件で、そのうちの約 80% が面接相談に至らず電話やメールでの対応で終結している。これは、相談を最初に受ける担当者が単なる「受付窓口」でなく、最初の相談担当者としての役割を果たしていたことを意味している。第一次対応者としての市の担当者は、不安を抱えた相談者が勇気を出してアクセスしたときに最初に出会う存在である。したがって、意を決して連絡をしてきた相談者にとって、安心して思いを語ることができると思えるかどうかは重要で、担当者には姿の见えない相手との対話を通して心に希望の灯をともしることができるような対応が求められる。こうした対応力を有する担当スタッフを今後もどう継続的に確保していくかは重要な課題である。

5 一年を振り返って

宮下 聡 委員長

今年度の相談件数は全体 28 件で、これは昨年度の 39 件に次いで多い数でした。ところがこの中で委員面接に至ったケースは少なく、約 80%がメールや電話などの相談の段階で終結し、学校への調整活動は 1 件のみに留まりました。これは相談されたケースの多くが初期段階のものであった、つまり深刻化する前に委員会に相談できたことと、事務局スタッフの方々の最初の対応が適切だったからであると考えられます。

相談者の中には我が子がいじめられているかも知れないという心配を抱きながらも、学校や担任に一度も相談しないまま委員会に電話をかけてくる方もいらっしゃいます。電話口の担当者が丁寧にお話を聞いた後、「担任の先生にはお話ししましたか」と尋ねると「まだなので話してみます」と答え、「それでもお困りでしたらまたお電話ください」と話して電話を切ると、その後電話はなく相談には至らないというケースもいくつかありました。市の担当者が相談者の思いに寄り添った丁寧な初期対応をしたことで心に安心が生まれ、学校にも連絡ができたものと思われます。ケースによっては、委員会での協議に基づいて、連絡がない相談者に後日電話で声かけをすることもありました。相談者の安心と信頼を生む丁寧な初期対応の重要性を感じています。

委員会に相談してくる保護者の方の中には、学校への不信感がつのり自ら「壁」をつくっているように見える方もいました。しかし、面接相談や調整活動などを通して得た情報をもとに学校や先生方の思いやとりくみを伝えることで安心が生まれ関係性が変わったこともあります。また、委員会からの情報で学校や先生方の視界が広がったこともあったかもしれません。思い込みや誤解によって保護者と学校の間壁が生まれないようにするためにも、教育委員会とは違った立ち位置にある本委員会の相談・調整活動の意義と役割をあらためて感じます。

人間関係づくりを学ぶ過程にある子どもたちが生活する学校でトラブルが起きることは必然であり、そのことで誰かが苦痛を感じることも避けられません。しかし、子どもたちはこのトラブル解決を通して人間関係づくりを学び、大人へと成長していきます。そうした空間が学校であると考えれば、トラブルとそれによる苦痛を初期の段階で食い止め、学校をトラブルの解決を通じた子どもの成長の学びの場に変える対応が大人たちに求められます。今年度、繰り返しの面接を必要とするケースが少なかったことから学校の初期対応が適切であったことがうかがえました。学校のご努力に敬意を表し本委員会委員としても力を尽くしていきたいと思ひます。

宮崎 裕悟 委員

私は、今年度で 3 年目の任期を務めさせていただきました。昨年度に比べ、全体の相談件数は減少したものの、引き続き面接相談や調整活動に携わることができました。交流会においては、地区ごとに交流会を実施するという形式が一定程度定着して、交流の枠組みを作れたのではないかと考えております。これからは、交流の中身についてもより充実したものにしていきたいと考えています。

具体的な相談事例では、引き続き学校の教員との関係についてのご相談があったこと、また保護者自身の抱えている課題について子どもを通じて学校に伝えてしまっているのではないかとと思われるご相談があったことが印象に残りました。最近では、ようやくいじめ防止対策推進法の理解が学校現場において進んできたと感じています。いじめ防止対策推進法は、子どもの尊厳を守るための法律であり、子どもの最善の利益を大人たちが知恵を出し合って考えていくということが求められていると考えられます。学校関係者と保護者とが対立をしたり、子どもの希望とは異なるところで事実関係を明らかにしていったりすることを求めているものではありません。

これからは、保護者の方についても、いじめ防止対策推進法の理解を持ってもらうということがとても大切になってくると思います。保護者の方は、どうしても自分のお子様が被害に遭われたらどうしようということを心配なさるものです。ただ、いじめ防止対策推進法のいじめの定義からすれば、いじめは、いつでも、どのクラスでも起き得るもので、自分のお子様がいじめの被害に遭っていることもあれば、いじめの加害もしているということも十分にあり得ます。大切なことは、どちらの場合になっても「いじめ」という言葉にとらわれすぎず、どうすれば子どもたち全体にとって成長や学びのきっかけとなり、その後の生活がより良いものになるのかということを学校関係者とともに知恵を出し合っていくことだと思います。関係者みなさんが子どもたちの成長という目標に向けて一体的に進めるように、今後とも学校関係者と連携を図りながら対応を進めていきたいと思えます。

中田 富美代 委員

本年度より委員会のメンバーに加わらせていただきました。事務局やご経験のある委員の方々に支えられながら何とか一年間務めさせていただきましたこと、大変感謝しております。わからないことが多々ありながらもこの一年を振り返って、私なりに思うことを述べさせていただきます。

まず一つ目は月一担当の面談についてです。私は普段、中学や高校で SC として勤務しておりますが、この委員会の面談と SC としての面談は少々違うと感じました。勿論、話を聴く際に相談者の気持ちに寄り添い、受容、共感を忘れないことは共通です。しかしその後はこの「いじめに特化」した委員会では、訴えの内容を具体的に整理し、対処の方法を一緒に考えていきながら、委員会としてできることとできないことをはっきりと相談者にわかってもらわなければなりません。この2点はなるべく初回にできた方が良く感じました。一方学校では中には解決を望んでくるわけではない生徒もいて、思春期特有の悩みとして、例えば「友達や親とのより良い関係等」について長期的に話し合っていくというようなこともあります。しかしこの委員会では委員は月一で任務にあたるため、学校のように「続きはまた来週ね」という訳にはいかないのです。勿論、その後の状況を継続してお聴きする場合がありますが・・・今年度私は相談を担当して、少々聴き過ぎていると感じることもありました。今後は今年度の反省を踏まえて、面談をより有意義に行いたいと思えます。

二つ目はいじめに関連する児童生徒についてです。相談者を発達段階的に考えますと、小学生は本人より親の方が過度に心配をして、親主導で子どもを連れてきて相談となり、時には親の感情コントロールがうまくいかずに学校等との行き違いが生じ、問題がこじれ

てしまうこともあると感じました。中学生になると子どもが思春期になり、親が心配して相談に来たくとも子どもが親の意見に従わないということも多々起きることが予想され、件数も減ってくるのではないかと推察いたしました。ただ深刻な事態では別だと考えます。高校生になると中学生より更に大人意識が芽生えるため、親には自分のマイナスになるようなことを言わなくなる可能性が増し、深刻なもの以外は親も知らないことが多くなるのではないかと思います。半面、本人が1人で相談に来るには本委員会（来たことのない初めての未知の場所？）はハードルが高いのかもしれません。

また、いじめの中身について考える時、いじめの加害者・被害者という関係以前に当事者同士のコミュニケーションが成立していない場合もあるのではないかと感じた事例も複数ありました。学校は勿論、学習能力を高める場所ですが、多くの児童生徒が集まって一緒に生活する場でもあるので、対人関係能力を高めることも必要です。そのためのSST等、教科指導以外の活動、言わば非認知能力を高める活動も大切なのではないかと切に思いました。小学生くらいはまだ相手の立場に立って物事を考えることができにくい年齢です。相手が嫌がっているとわからず、言ってしまうこともあります。嫌なことを言われたりされたりした際、「嫌なのでやめてほしい」と（相手を傷つけずに）言えるようなスキルを小学生のうちから身につければいじめは減る可能性もあります。

日本の学校では教員が多忙の中、教科や生活指導を行っているのが現実です。学校の内情も踏まえつつ、委員会としての適切な対応や他機関との連携、その他よりよくなるために更にできることを模索しつつ、微力ながら私も尽力していきたいと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

参考資料

○川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成28年12月22日 条例第70号

改正

令和 7 年 3 月 25 日 条例第 2 号

令和 7 年 12 月 23 日 条例第 83 号

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第10条・第11条）

第 3 章 いじめ対応教員（第12条—第14条）

第 4 章 川口市いじめから子どもを守る委員会（第15条—第31条）

第 5 章 雑則（第32条）

第 6 章 罰則（第33条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての子どもは一人の人間としての尊厳及び人権を有する存在であり、いじめはこれを脅かし、侵害するものであるとの認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下これらを「いじめの防止等」という。）に関する市及び学校の責務、保護者、子ども関連団体及び関係機関等並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び所要の組織について定めること等によりいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、子どもは社会全体で育むものという理念を市民と共有し、地域社会を挙げて、子どもが将来に対して明るい希望が持てる環境の中で生活し、学び、及び健やかに成長することができるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットそ

の他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)及び高等専門学校をいう。

(3) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒並びにこれらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。

(4) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。

(5) 子ども関連団体 放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する事業をいう。)の受託事業者、地域スポーツクラブ(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第17条の2第1項に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。)又はスポーツ教室(子どもの参加があるものに限る。)、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。

(6) 関係機関等 児童相談所、警察署、法務局その他のいじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

(7) 市民 市内に住所を有し、在勤し又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等に関する施策は、全ての子どもが安全に、かつ、安心して成長し、子どもの最善の利益が実現できるよう、地域社会を挙げて実施されなければならない。

2 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重するものとする。

3 市、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民は、子どもは社会全体で育むものという認識を共有し、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に行動することにより、いじめの防止等に地域社会を挙げて取り組むものとする。

(子ども及び保護者の相談)

第4条 子どもは、いじめを受け、いじめに関わり、又はいじめの事実を知った場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)には、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

2 子どもからいじめに関する相談を受けた学校、市、子ども関連団体又は関係機関等は、当該相談をした子どもが当該相談したことを理由としていじめを受けることがないように、最大限の注意を払わなければならない。

3 保護者は、いじめの事実を知った場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)には、子どもの

意見を踏まえて、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

(市の責務)

第5条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民と連携して、いじめの防止等に取り組むものとする。

2 市は、市が設置する学校（以下「市立学校」という。）に対し、市が定める法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針及び当該学校が定める法第13条に規定する基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための具体的な取組の状況を検証又は評価するものとする。

3 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制を整備し、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(学校及び学校長をはじめとする教職員の責務)

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもの間のより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校はいじめ対策委員会（法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。

3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。

4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校はいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達に責任を持つ立場であることを自覚するとともに、学校その他の機関からいじめの防止等について協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(子ども関連団体の役割)

第8条 子ども関連団体は、子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりに特に配慮するものとする。

2 子ども関連団体は、市、学校、保護者、市民又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求

められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会が子どもの成長を見守ることが全ての子どもの成長発達に資し、いじめの防止等に有効であることを認識し、市、学校、保護者、子ども関連団体又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(市の基本的施策)

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動
- (2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施
- (3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援
- (4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援
- (5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の指導主事をいう。）、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

(学校の基本的施策)

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

第3章 いじめ対応教員

(選任)

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

(職務)

第13条 いじめ対応教員は、校長の命を受け、次の事項を担当する。

- (1) いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- (2) 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- (3) いじめの防止等のための措置を講ずるため必要な場合には、いじめ対策委員会を招集すること。
- (4) いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- (5) 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
- (6) 次章に定める川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

(いじめ対策委員会を招集する権限の付与等)

第14条 市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。

- 2 市立学校の教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会

(設置)

第15条 市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。

- (3) 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(組織)

第17条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者

(委員の任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第20条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権限の委任)

第22条 委員会は、第16条に掲げる事務に関し有する権限の一部を委員に行わせることができる。

(委員の義務)

第23条 委員は、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、市、学校等と相互に連携協力を図るものとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会への協力等)

第24条 市並びに学校及び教職員は、委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するものとする。

ただし、委員会の子どもへの調査に関する協力については、当該子どもに過度な負担が生じないよう配慮するものとする。

2 市又は学校若しくは教職員以外の者は、委員会の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、委員会に対し、市内に住所を有し、在勤し又は在学する子どもに係るいじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談をし、いじめに関する救済の申立てをすることができる。

2 いじめに関する救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができる。

(調査等)

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査することが明らかに適当でないと認めるときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

3 委員会は、救済の申立てが救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において、その調査を行おうとするときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、委員会が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査の方法)

第27条 委員会は、前条の調査のため必要があると認めるときは、救済の申立てに係る者に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧若しくは提出を要求し、又は救済の申立てに係る事実を明らかにするために適当な措置を講ずることができる。

2 委員会は、学校等と共同して調査を行っているときは、当該学校のいじめ対応教員の調査方法に関する意見を尊重するものとする。

3 委員会は、当該救済の申立てに関して調査の必要がないと認めたときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、学校と共同して調査を行うときは、当該学校の同意を得るものとする。

(調整)

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

(勧告等)

第29条 委員会は、いじめの事実があったものと認める場合において、当該いじめを受けている子どもが在籍する学校又は市が当該いじめへの対応を適切に行っていないと認めるときは、当該学校又は市に対し、是正の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた学校又は市は、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は前条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、いじめの再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を市長に対して行うことができる。

(是正等の要請)

第30条 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は第28条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、学校又は市以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(活動状況の報告及び公表)

第31条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第33条 第23条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和7年3月25日条例第2号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年12月23日条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。

○川口市いじめから子どもを守る委員会規則

平成 29 年 3 月 31 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成 28 年条例 70 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定に基づき、条例第 15 条に規定する川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 委員会の会議は、公開しない。

(身分証明書の携帯)

第 3 条 委員会の委員は、条例第 26 条の規定による調査又は条例第 28 条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、子ども部青少年対策室において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(写真)	身分証明書	第 号
	氏 名	
	生年月日 年 月 日	
上記の者は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例 第26条の規定による調査及び条例28条の規定による調整を行う 権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日		
川口市長		印

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（抜粋）

（調査等）

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

（調整）

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

川口市いじめから子どもを守る委員会規則（抜粋）

（身分証明書の携帯）

第3条 委員会の委員は、条例第26条の規定による調査又は条例第28条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

